臨時休業期間中の児童への自習室の提供について

伊佐市立羽月小学校

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、伊佐市内の市立学校においても、臨時休業を行うことになりました。**この期間は、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を控えることとなっています。**ただし、自宅で過ごすことができず、受入れ先がない児童について、次のとおり臨時休業期間中に自習室を提供します。

受入れ対象児童

小学校1年生から3年生の児童で、次の2つの条件を全て満たす者

- 保護者が、すべて就労しており、休暇がとれない。
- 家族や近隣等に見守る者がいない。

受入れ期間等

- 期間：令和2年４月27日（月曜日）～５月１日（金曜日）のうちの平日
- 時間：**8時30分～15時**　（放課後児童クラブ等の始まる時間帯まで）

受入れ場所

- 該当児童が在籍している小学校の普通教室・特別教室等

注意事項

- 登下校は、保護者の責任とする。
- 各自で、必ず弁当・水筒を持参する。（給食はありません）
- 自習に必要な勉強道具等を各自準備する。
- 必要以外の物は持ち込まない。（ゲーム機や漫画など）
- 必ずマスクを着用する。
- 毎朝、必ず自宅で検温と体調確認等を行い、37度以上の発熱、風邪の症状、強い倦怠感や呼吸が苦しい等がある場合は、学校に連絡するとともに、医師の診察を受ける。
- 欠席をする場合は、必ず学校へ連絡をする。 また、学校からの緊急連絡に必ず対応できるようにしておく。

利用の手続き

- **令和２年４月23日（木曜日）16時までに、学校へ申込書（別紙)を提出する。**

※　４月23日以降の申し込みは、学校に相談してください。